平成２１年（フ）第１６７８号
堺市南区原山台５丁３番３―404号
債務者　西本　安秀
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６８５号
堺市堺区市之町西３丁１番48―301号、前住所福島県大沼郡会津美里町字御田2684番地
債務者　田近　　徹
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第４３８号
沖縄県中頭郡西原町字翁長543番地の１　ＦＣ翁長コーポ713号
債務者　我那覇裕子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１１１号
北海道夕張郡長沼町あかね２丁目16番７号
債務者　木村　浩二
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１９７号
北海道美唄市東４条北６丁目３番１―102号
債務者　諸井　則子
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第２１０号
北海道岩見沢市志文本町１条６丁目１番３―４号　市営住宅32号室
債務者　森本ゆかり
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第２１１号
北海道空知郡南幌町栄町２丁目１番24―４号
債務者　横塚　富郎
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第２１９号
北海道夕張郡長沼町宮下１丁目２番16号
債務者　小松　正明
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第２３６号
北海道夕張郡栗山町松風４丁目87番地　松栄団地08Ｂ―204号
債務者　林　　良子（旧姓大橋）
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１４８号
新潟県胎内市地本315番地１
債務者　奥村　史子
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第１５５号
新潟県新発田市富塚町２丁目１番８号　ベルフィーユ富塚102
債務者　長岡　直人
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第４８９号
愛知県一宮市新生３丁目６番30号　中沢ビル302号
債務者　岡村　浩二
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第７９８６号
大阪府豊中市東豊中町５丁目７番９―938号
債務者　松本　幸子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７９８７号
大阪府豊中市東豊中町５丁目７番９―938号
債務者　松本　知美
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０９８号
大阪府豊中市新千里東町３丁目３番Ｂ20―303号
債務者　仁科久仁美
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２３７号
大阪市大正区三軒家東５丁目１番27―503号
債務者　篠原かよ子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３５８号
大阪府高槻市西真上２丁目２番18号
債務者　佐藤　直之
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部